

審議会等の女性委員比率改善に向けた取組み基本方針

平成 25 年 2 月 20 日
区 長 決 定

改正 平成 30 年1月4日

1. 趣旨

女性の決定過程への参画は一人ひとりの人権が男女ともに尊重され、多様な生き方が選択でき、個性を活かし能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のために極めて重要である。

本基本方針は、豊島区男女共同参画推進条例第 8 条第 8 号「あらゆる分野の活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生じることのないよう必要な措置を講ずること」を実現するための本区における指針である。

2. 審議会等(附属機関等)の範囲について

審議会等(附属機関等)とは、地方自治法(昭和 22 年法律 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条令により執行機関の附属機関として設置される審議会等及び規則、規定又は要綱に基づき、区長が設置する委員会、懇談会等(本区職員のみで構成するものは除く)とする。

なお、本区職員のみで構成するものについては本基本方針の対象外とするが、地域のモデル事業所として、また、区民の半数を占める女性のニーズや発想力を的確に反映した施策を展開するため、女性委員比率の改善に努めることとする。

3. 具体的な取組み基本方針

①委員の選定または審議会等の設置の際には、男女平等推進センターと事前協議を行う。

②公募委員には必ず女性枠を設定し、積極的に女性委員を登用する。

公募委員を任命することが適当と判断される附属機関等については、構成員の 25%を目標に委員の公募を推進することとされている。よって、構成員が 8 名以上の審議会等については複数名を公募することとなるため、そのうちの半数を女性とするよう努める。このことについて特に区長が指定する附属機関等は実現に向けてあらゆる努力を尽くすものとする。

③委員を当該団体の代表と限定せず、団体から推薦をしていただいた方とする。団体に推薦を依頼する際、推薦依頼文に推薦する委員を会長職、副会長職に限らない旨を明記するよう努める。また、委員の推薦団体の見直しを行い、女性が参画する人数の多い団体を選ぶよう配慮する。

④調査審議する専門事項に関し、学識経験を有する者を可能な限り幅広い範囲から候補を募ることにより、女性の委員等候補者を確保する。学識経験者を委員に選任するに際しては、積極的に女性の適任者に依頼する。また、学識経験者を複数名選任する場合は男女いずれか一方に偏らないよう努める。

⑤会議開催時には一時保育を実施する等、女性が参加しやすいように予算措置を行う。女性の方針決定過程への参画の促進のみならず男性の育児参加も進んでいることから、外部委員が参加する会議については一時保育の実施を検討すること。

⑥会議開催時間を夜間に実施するなどして、昼間参加できない層に対し環境整備を行う。様々な立場の委員の多様な意見を政策に反映できるよう会議開催時間や会場を柔軟に対応すること。

4. 年次目標

(第4次豊島区男女共同参画推進行動計画に基づく)

評価指標	基準年	H29	H30	H31	H32	計画目標
	H26					H33
区の附属機関・審議会等の女性の参画率	25.2%	28.6%	31.0%	34.0%	37.0%	40.0%

評価指標	基準年	H29	H30	H31	H32	計画目標
	H26					H33
女性委員のいない区の附属機関・審議会等数	47	12	9	6	3	0

附 則

この基本方針は、平成25年3月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成30年1月1日から適用する。